

指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所運営規程

第1条（事業目的）

株式会社きららホールディングス（以下「事業者」という）が開設する『きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り』（以下「事業所」という）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「本事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の本事業従業者が、利用者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

本事業は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものでなければならない。

第3条（事業所の名称等）

- (1) 名称 きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り
- (2) 所在地 秋田市大町二丁目5-1 きららアーバンパレス8F～9F

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 ・常勤1名（介護職員兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 ・常勤1名
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う。
- (3) 看護職員 ・常勤1名
看護職員は、利用者の健康管理及び日常生活上の活動について必要な援助を行う。
- (4) 介護職員 ・常勤 10名以上（内2名は 管理者兼務、計画作成担当者兼務）
・非常勤 1名以上
介護職員は、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員・常勤1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者・常勤1名（介護職員兼務）
計画作成担当者は、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当する。

第5条（利用定員及び居室数）

利用定員及び居室数は次の通りとする。

- (1) 定員は30名とする。
- (2) 居室数は24室とする。

第6条（本事業の内容）

本事業の内容は次の通りとする。

- （1）介護（食事、入浴（週2回）、排泄、離床、着替え、整容、その他日常生活上の援助）
- （2）食事（朝食、昼食、おやつ、夕食の提供）
- （3）宿泊（居室の提供、寝具の提供）
- （4）送迎（自宅と事業所までの区間の送迎）
- （5）機能訓練（機能回復訓練及びレクリエーション）
- （6）健康管理（血圧測定、体温測定、脈拍測定、状況観察）
- （7）相談及び援助（利用者又はその家族に対する相談、助言）
- （8）その他（教養、娯楽、利用者の家族との連携）

第7条（利用料等）

- （1）利用者に本事業を提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
尚、本事業が法定代理受領サービスである時に利用者が支払う額は、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- （2）前項に定めるものの他、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - ① 食事費については、**朝食 260 円・昼食 685 円・夕食 500 円**とする。（1日あたり）
 - ② 行事食にかかる特別な材料費については、

月1回程度の行事食の材料費等	300 円/回
年2回程度の特別行事食の材料費等	600 円/回

とする。
 - ③ 希望により、出張理美容代は、その実費とする。
 - ④ 希望により、おむつ（尿取りパット、おしり拭き等）、日用品（ペーパー類・口腔ケア用品等）を事業所で準備した場合、クリーニング代（外注）については、その実費とする。
- （3）前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

第8条（通常の本事業実施地域）

通常の本事業送迎の実施地域は次の通りとする。

- （1）秋田市 由利本荘市 大仙市 潟上市 男鹿市 八郎潟町 五城目町

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、本事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- ② 浴室を利用する際には、その旨を申し出ること。
- ③ 第11条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
- ④ 心身の保護を目的とし、一時介護室に移動する事がある。
その場合は別途重要事項説明書に基づき同意を得た上で行うものとする。

第10条（緊急時等における対応方法）

事業所はサービスの提供を実施している時に、利用者の身体状況が急変した場合、その他緊急な対応が必要となった場合は、速やかに主治医及び協力医療機関に連絡を取る等、必要な措置を講じその内容を記録して、その完結の日から2年間保存する。

第11条（非常災害対策）

- （1）従事者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- （2）管理者は、防火管理者を選任するものとする。
- （3）防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
- （4）防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を作成するものとし、事業所はこの計画に基づき、年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

第12条（事故発生時の対応および事故発生の防止）

- （1）利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合には、事業者は速やかに県、保険者、利用者の家族、利用者に関係する機関等に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- （2）利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は速やかに損害賠償を行う。但し、事業所に故意過失が無かった場合はこの限りではない。
- （3）事業所は事故の状況及び事故に際し取った措置を記録し、その完結の日から2年間保存する。
- （4）事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応として、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 一 事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 二 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従事者に対する研修を定期的に行うものとする。
 - 三 前二項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

第13条（苦情・ハラスメント対応）

- （1）利用者は、提供されたサービスに苦情・ハラスメントがある場合には、事業所、保険者、又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来る。
- （2）事業所は、苦情・ハラスメント対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情・ハラスメントの申し立て、又は相談があった場合には迅速且つ誠実に必要な対応を行うとともに、その苦情又は相談の内容等を記録し、その完結の日から2年間保存する。
- （3）事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第14条（秘密保持）

- （1）従業者は、正当な理由無くその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- （2）事業者は、事業所従業者であった者にその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用時に取り決める。

第15条（損害賠償）

事業所は、ご利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、ご利用者の故意または過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を酌み、相当と認められる場合、賠償責任を減じることができるものとする。

第16条（身体拘束の禁止ならびに虐待防止）

- （1）事業者は、本事業の提供にあたり、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、抑制帯や抑制手袋、特殊介護衣（つなぎ寝巻等）の着用及び各種身体を拘束するために用いられるものの使用は、禁止するものとする。
- （2）事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待防止のために、窓口の責任者ならびに体制の整備を行うとともに、必要に応じて公的機関等の連携を取り、虐待防止に努める。
- （3）事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- （4）前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - 一 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - 二 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - 三 身体的拘束等が一時的なものであること。
- （5）事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- （6）事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的実施すること。
 - 四 その他虐待防止のために必要な措置。
 - 五 前4項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- （7）事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

第17条（その他運営に関する留意点）

- （1）事業所は、従業員の資質の向上を図るための研修を次のとおり実施する。
 - ① 採用時研修 定められた内容の研修を採用後3ヶ月以内実施する。
 - ② 採用後研修 採用時研修修了翌年から年間研修を毎年継続して実施する。
- （2）従業員は、専ら本事業に従事するものとする。ただし、サービス提供上支障がない場合は、サービス付き高齢者向け住宅の要介護者等以外の入所者へのサービス提供を行うことがある。
- （3）その他、運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。
- （4）事業所は、全ての特定施設入居者生活介護事業所従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第18条（業務継続計画の策定等）

- （1）事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する本事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- （2）事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 一 業務継続研修及び訓練（感染症） 年1回
 - 二 業務継続研修及び訓練（非常災害） 年1回
- （3）事業者は、定期的に業務継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条（衛生管理）

事業者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 感染防止に関する対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

附 則 この運営規程は、令和6年4月1日から施行するものとする。